

### お知らせします

## 小平市人事行政の運営等の状況

地方公務員法の改正を受けて、市では、平成17年度から、前年度の人事行政の運営等の状況を市民の皆さんに公表します。  
問合せ 職員課 ☎042(346)9514

### 1 職員の任免および職員数に関する状況

(1)任命権者別一般職の職員数の状況（平成17年4月1日現在）  
条例上の職員定数は市全体で1,075人ですが、実際の数内職員数は955人です。

任命権者	定数	数内職員数	数外職員数	職員数計
議会事務局	11人	10人		10人
市長部局	788人	741人	14人	755人
教育委員会	268人	196人		196人
選挙管理委員会	4人	4人		4人
監査事務局	4人	4人		4人
農業委員会	(3人)	(3人)		(3人)
計	1,075人	955人	14人	969人

※（ ）の農業委員会の職員は、市長部局の職員が兼務しています。  
※定数内職員数は、教育長、臨時および非常勤職員を除いた人数です。また、数外職員数は、他団体への派遣職員数です。

### (2)役職別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

職員の役職別・男女別職員数の状況は次のとおりです。

#### ①事務・技術系職員

役職	全体	男	女
部長および部長相当職	16人	15人	1人
課長および課長相当職	55人	52人	3人
課長補佐および課長補佐相当職	56人	43人	13人
係長および係長相当職	143人	114人	29人
主任職	306人(20人)	175人(19人)	131人(1人)
主事職	289人	123人	166人
計	865人(20人)	522人(19人)	343人(1人)

※（ ）内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

#### ②技能労務系職員

役職	全体	男	女
統括技能長職	1人	1人	0人
技能長職	16人	3人	13人
技能主任職	22人(6人)	5人(5人)	17人(1人)
主事職	65人	4人	61人
計	104人(6人)	13人(5人)	91人(1人)

### (3)職員採用および退職者の状況（平成16年4月2日～平成17年4月1日）

職員の採用および退職者の状況は、次のとおりです。

	採用の状況			退職の状況(16.4.2～17.4.1)			前年度比較
	平成16年4月1日現在職員数	平成17年4月1日現在職員数	計	定年	勧奨	普通等	
職員数	987人(25人)	969人(26人)	▲18人(+1人)	2人	29人(18人)	31人	

※（ ）内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

### 2 職員の競争試験の状況

(1)職員採用試験の実施状況（平成16年度）  
平成16年度に実施した、職員の採用試験の実施状況は次のとおりです。

職種	1次試験実施日	受験者	採用者	備考
一般事務	平成16年7月25日	126人	2人	平成16年度採用
一般事務	平成16年9月19日	131人	20人	平成17年度採用
保育士	平成16年12月5日	62人	6人	平成17年度採用
保健師	平成16年12月5日	44人	3人	平成17年度採用
計		363人	31人	

### 3 職員の給与の状況

(1)職員の平均給料月額および平均年齢の状況（平成17年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	375,606円	43歳9月
技能労務職	316,631円	44歳4月

※詳細については、市報平成17年12月5日号の「小平市職員の給与」の記事をあわせてご覧ください。また、「小平市職員の給与」は小平市ホームページの「市政コーナー」でもご覧になれます。

### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間（平成17年4月1日現在）  
職員の標準的な勤務時間は、次のとおりです。

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
週40時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分から45分間	正午から15分間、午後3時から15分間

※保育園、図書館など不規則な勤務に従事する職員については、勤務時間は週当たり40時間となるように勤務の割り振りをしています。

※再任用短時間勤務職員の勤務時間は、週当たり32時間以内です。

### (2)休暇等の状況（平成17年4月1日現在）

職員の休暇等は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、骨髄移植休暇、結婚休暇、産前産後休暇、育児時間、出産介護休暇、生理休暇、妊婦の健診等、妊婦の通勤緩和、忌引、父母の祭日、災害等による交通遮断、長期勤続休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、子の看護休暇、介護休暇、育児休業、部分休業などがあります。

なお、年次休暇の平成16年の平均取得日数は11.3日です。

### 5 職員の分限および懲戒処分状況（平成16年度）

分限処分は、職員の勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務効率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分であり、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分は、職員が法令に違反した場合、職務上の義務に違反または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に公務員関係の秩序を維持するため、職員の道義的責任を追及して行う処分であり、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

平成16年度における新たな処分の状況は、次のとおりです。

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分件数	0件	17件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※件数は処分の延べ数です。

### 6 職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり、守るべき義務は次のとおりです。

区分	内容	違反処分件数
職務命令等に従う義務	職員は法令等に従い、かつ上司の命令に忠実に従わなければならない	0件
信用失墜行為の禁止	職員はその職の信用を傷つけまたは職全体の不名誉となる行為をしてはなりません	0件
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	0件
職務専念義務	職員は法令上特別の定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません	0件
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為をしてはなりません	0件
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています	0件
営利企業等の従事制限	職員は許可を受けなければ、営利企業等に従事することができません	0件

### 7 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の実施状況（平成16年度）

職員の能力を開発し、公務効率を向上させ、よりよい市民サービスを提供するため、さまざまな研修を行っています。

区分	受講者数	主な研修内容等
一般研修	182人	新任および職階別・経験年数別の研修
実務研修等	158人	税務科、住民税科、保育士、保育専科、男女共同参画社会形成、民法・民法訴訟、図書館科、表計算ソフト応用、データベースソフト入門等
その他派遣研修	101人	市町村職員中央研修所、東京都職員研修所、全国建設研修センター等
独自研修	1,612人	階級別、情報セキュリティ、LGWAN、法制執務、労働安全衛生、男女共同参画・セクシュアルハラスメント防止、健康講座、汚職等非行防止等

(2)勤務評定の実施状況（平成16年度）

評価の回数	1回
評価の時期	8月
評価対象人数	993人(25人)

※（ ）内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

### 8 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、小平市職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の負担金などで運営されています。

(2)公務災害等の状況（平成16年度）

区分	傷病	死亡
公務災害	6件	0件
通勤災害	1件	0件

(3)健康診断等の実施状況（平成16年度）

区分	受診者数
定期健康診断	752人
V D T健康診断	206人
腰痛健康診断	89人
肺がん検診	92人
胃検診	133人
大腸がん検診	169人

### 9 公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況（平成16年度）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。平成16年度の要求等の状況は次のとおりです。

年度当初係属件数	年度中申立て件数	年度中処理件数	年度未係属件数
0件	0件	0件	0件

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況（平成16年度）

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立てができます。平成16年度の申立て等の状況は次のとおりです。

年度当初係属件数	年度中申立て件数	年度中処理件数	年度未係属件数
0件	0件	0件	0件

確定申告・還付申告は税務署へ作成できます  
インターネットで確定申告書が作成できます  
国税庁ホームページ( http://www.nta.go.jp )

## 市民税・都民税の申告を受付中

### 3月15日（水）まで

所得税の確定申告や医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除、年の途中で退職、年末調整をしていないなどの理由で還付を受ける方は、税務署への申告が必要です。  
3月に入ると混雑しますので、早めの申告をお願いします。  
※市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付が受けられません。  
△計算、記入済みの申告書は、郵送などで提出してください。この場合、提出する封筒の裏面に住所・氏名を必ず書いてください。また、申告書の「控」に受付印が必要の方は、切手をつけて返信用封筒を同封してください(鉛筆書きの「控」には受付印を押すことができません)。

東村山税務署  
確定申告・還付申告は税務署へ  
所得税の確定申告書作成コーナーで、税務署提出用の申告書を作成することができます。  
※土地・建物などの譲渡所得がある方など、利用できない場合があります。  
提出のしかたなど  
△計算、記入済みの申告書は、郵送などで提出してください。この場合、提出する封筒の裏面に住所・氏名を必ず書いてください。また、申告書の「控」に受付印が必要の方は、切手をつけて返信用封筒を同封してください(鉛筆書きの「控」には受付印を押すことができません)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。



なほ、勤務先から小平市へ給与支払報告書の提出がある方や、税務署へ確定申告をする方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。  
◆所得のなかつた方も申告を  
申告書が届いた方は、平成17年中に所得がなかった方も申告してください。  
◆申告に必要なもの  
△給与所得の方は、源泉徴収票  
△土曜・日曜日、祝日に申告書などを提出するときは、税務署正門左側の時間外文書受取箱をご利用ください。  
△東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

なほ、勤務先から小平市へ給与支払報告書の提出がある方や、税務署へ確定申告をする方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。  
◆所得のなかつた方も申告を  
申告書が届いた方は、平成17年中に所得がなかった方も申告してください。  
◆申告に必要なもの  
△給与所得の方は、源泉徴収票  
△土曜・日曜日、祝日に申告書などを提出するときは、税務署正門左側の時間外文書受取箱をご利用ください。  
△東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

なほ、勤務先から小平市へ給与支払報告書の提出がある方や、税務署へ確定申告をする方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。  
◆所得のなかつた方も申告を  
申告書が届いた方は、平成17年中に所得がなかった方も申告してください。  
◆申告に必要なもの  
△給与所得の方は、源泉徴収票  
△土曜・日曜日、祝日に申告書などを提出するときは、税務署正門左側の時間外文書受取箱をご利用ください。  
△東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

なほ、勤務先から小平市へ給与支払報告書の提出がある方や、税務署へ確定申告をする方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。  
◆所得のなかつた方も申告を  
申告書が届いた方は、平成17年中に所得がなかった方も申告してください。  
◆申告に必要なもの  
△給与所得の方は、源泉徴収票  
△土曜・日曜日、祝日に申告書などを提出するときは、税務署正門左側の時間外文書受取箱をご利用ください。  
△東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

なほ、勤務先から小平市へ給与支払報告書の提出がある方や、税務署へ確定申告をする方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。  
◆所得のなかつた方も申告を  
申告書が届いた方は、平成17年中に所得がなかった方も申告してください。  
◆申告に必要なもの  
△給与所得の方は、源泉徴収票  
△土曜・日曜日、祝日に申告書などを提出するときは、税務署正門左側の時間外文書受取箱をご利用ください。  
△東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

なほ、勤務先から小平市へ給与支払報告書の提出がある方や、税務署へ確定申告をする方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。  
◆所得のなかつた方も申告を  
申告書が届いた方は、平成17年中に所得がなかった方も申告してください。  
◆申告に必要なもの  
△給与所得の方は、源泉徴収票  
△土曜・日曜日、祝日に申告書などを提出するときは、税務署正門左側の時間外文書受取箱をご利用ください。  
△東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

なほ、勤務先から小平市へ給与支払報告書の提出がある方や、税務署へ確定申告をする方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。  
◆所得のなかつた方も申告を  
申告書が届いた方は、平成17年中に所得がなかった方も申告してください。  
◆申告に必要なもの  
△給与所得の方は、源泉徴収票  
△土曜・日曜日、祝日に申告書などを提出するときは、税務署正門左側の時間外文書受取箱をご利用ください。  
△東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご注意ください)。

なほ、勤務先から小平市へ給与支払報告書の提出がある方や、税務署へ確定申告をする方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。  
◆所得のなかつた方も申告を  
申告書が届いた方は、平成17年中に所得がなかった方も申告してください。  
◆申告に必要なもの  
△給与所得の方は、源泉徴収票  
△土曜・日曜日、祝日に申告書などを提出するときは、税務署正門左側の時間外文書受取箱をご利用ください。  
△東村山税務署では、2月26日の日曜日午前9時～正午、午後1時～5時に限り、確定申告書の書き方のアドバイスおよび申告書の受付を行っています(その他の業務は行いません)。  
△所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)までです。  
△個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日(金)までです。  
申告のご相談は  
△税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方に疑問などがある方にアドバイスを行っています(アドバイザーは税理士にご